

令和4年

老岐市議会定例会3月会議議案

(令和4年3月4日提出分)

令和4年壱岐市議会定例会3月会議議案

- 報告第 2 号 令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第16号）の専決処分の報告について
- 報告第 3 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について
- 議案第 6 号 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 7 号 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 8 号 壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第 9 号 壱岐市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第10号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第11号 壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の廃止について
- 議案第12号 壱岐市文化財展示施設条例の一部改正について
- 議案第13号 壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 議案第14号 市道路線の認定について
- 議案第15号 令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第17号）
- 議案第16号 令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第17号 令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第18号 令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第19号 令和4年度壱岐市一般会計予算
- 議案第20号 令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第21号 令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 2 2 号 令和 4 年度壱岐市介護保険事業特別会計予算

議案第 2 3 号 令和 4 年度壱岐市下水道事業特別会計予算

議案第 2 4 号 令和 4 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算

議案第 2 5 号 令和 4 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算

議案第 2 6 号 令和 4 年度壱岐市水道事業会計予算

報告第 2 号

令和 3 年度壱岐市一般会計補正予算（第 1 6 号）の専決処分の
報告について

令和 3 年度壱岐市一般会計補正予算（第 1 6 号）について地方自治
法第 1 8 0 条第 1 項並びに壱岐市議会基本条例第 1 2 条第 1 項第 6
号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 1
8 0 条第 2 項及び壱岐市議会基本条例第 1 2 条第 2 項の規定により
報告する。

令和 4 年 3 月 4 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

令和3年度

一般会計補正予算書

(第16号)

老岐市

専決第 1 号

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項並びに壱岐市議会基本条例第 12 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年度壱岐市一般会計補正予算（第 16 号）

令和 3 年度壱岐市の一般会計補正予算（第 16 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 182,927 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,268,433 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 4 年 2 月 14 日専決

壱岐市長 白 川 博 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		4,684,655	17,934	4,702,589
	2 国庫補助金	2,838,052	17,934	2,855,986
16 県支出金		2,609,211	164,993	2,774,204
	2 県補助金	1,792,811	164,993	1,957,804
歳 入	合 計	25,085,506	182,927	25,268,433

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,465,776	182,927	5,648,703
	1 総務管理費	5,118,470	182,927	5,301,397
歳出	合計	25,085,506	182,927	25,268,433

第2表 繰越明許費補正

1. 変更

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
2 総務費	1 総務管理費	新型コロナウイルス感染拡大 防止営業時間短縮協力金	29,651	66,270
合		計	29,651	66,270

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	4,684,655	17,934	4,702,589
16 県支出金	2,609,211	164,993	2,774,204
歳入合計	25,085,506	182,927	25,268,433

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費	5,465,776	182,927	5,648,703
歳 出 合 計	25,085,506	182,927	25,268,433

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
182,927			
182,927			

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	4,684,655	17,934	4,702,589
	2 国庫補助金	2,838,052	17,934	2,855,986
	1 総務費国庫補助金	817,799	17,934	835,733

16	県支出金	2,609,211	164,993	2,774,204
	2 県補助金	1,792,811	164,993	1,957,804
	5 商工費県補助金	465,833	164,993	630,826

15 国庫支出金 - 16 県支出金
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務費補助金	17,934	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 17,934

1 商工費補助金	164,993	長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協礼金補助金 164,993

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2	総務費	5,465,776	182,927	5,648,703	182,927			
	1 総務管理費	5,118,470	182,927	5,301,397	182,927			
	12 新型コロナウイルス感染症対応事業費	1,260,198	182,927	1,443,125	182,927			

2 総務費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
7 報 償 費	179,340	報償金（品） 長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協 力金	179,340
10 需 用 費	2,945	消耗品費	2,945
11 役 務 費	42	通信運搬費 郵便料	18
		手数料 振込手数料	24
13 使用料及び 賃借料	600	賃借料 自動車借上料	600

報告第3号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

令和4年3月4日提出

壱岐市長 白川博一

専決第2号

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年2月16日専決

壱岐市長 白川博一

記

1 損害賠償の相手方
壱岐市郷ノ浦町 個人

2 損害賠償額
24,380円

3 損害賠償の理由

令和3年12月10日午前10時20分頃、救急出場現場において、損害賠償の相手方を担架に乗せ、室内で障害物をかわそうとベッドによりかかった際にベッドが破損したことで、バランスを崩し担架と共に相手方を落下させ前額部を打撲させたことにより、ベッド修繕費及び頭部CT検査料が生じた。

議案第6号

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
について

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月4日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

人事院勧告に基づく国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、議
会議員の期末手当について、所要の改正を行うものである。

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年壱岐市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときには、期末手当は、支給しない。

議案第7号

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月4日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

人事院勧告に基づく国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、市長、副市長及び教育長の期末手当について、所要の改正を行うものである。

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例第3条第2項及び壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときには、期末手当は、支給しない。

議案第8号

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月4日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

人事院勧告に基づく国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、本市職員の期末手当について所要の改正を行うものである。

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 壱岐市職員の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年壱岐市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の壱岐市職員の給与に関する条例第30条第2項（同条第3項若しくは第2条の規定による改正後の壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第2項の規定により読み替えて適用する場合又は壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年壱岐市条例第13号）第14条第1項において準用する場合を含む。）及び壱岐市職員の給与に関する条例第

30条第4項から第6項まで（壱岐市職員の育児休業等に関する条例（平成16年壱岐市条例第31号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第20条第1項から第3項まで若しくは第5項又は公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例（平成29年壱岐市条例第16号）第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下の項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときには、期末手当は、支給しない。

- (1) 第1条の規定による改正前の壱岐市職員の給与に関する条例（以下この項において「改正前の職員給与条例」という。）第30条第2項（壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第14条第1項において準用する場合（同条例附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）を含む。）の規定の適用を受けた職員 127.5分の15
- (2) 改正前の職員給与条例第30条第3項の規定により読み替えて適用する同条第2項の規定の適用を受けた職員 72.5分の10
- (3) 第2条の規定による改正前の壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第2項の規定により読み替えて適用する改正前の職員給与条例第30条第2項の規定の適用を受けた職員 167.5分の10
(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第9号

壱岐市長の給与の特例に関する条例の制定について

壱岐市長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月4日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

平成28年5月の壱岐市発注に係る公共工事の指名回避等に対する公務員職権濫用の嫌疑は不起訴処分となったが、当該指名回避等に対する損害賠償請求事件（民事訴訟）の判決確定に伴い、判決内容を真摯に受け止め、市政の混乱を招いた道義的責任を明らかにするため自ら給料を減額したいので、市長の給与の特例に関する条例を制定するものである。

壱岐市長の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第38号。以下「市長等給与条例」という。）に規定する市長の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長の給料月額の減額)

第2条 市長の給料の額は、令和4年4月から令和6年3月までの間に係るものに限り、市長等給与条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、市長等給与条例第3条第2項に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、市長等給与条例第2条に規定する額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(壱岐市長及び副市長の給与の特例に関する条例及び壱岐市長等の給与の特例に関する条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 壱岐市長及び副市長の給与の特例に関する条例（令和2年壱岐市条例第21号）

(2) 壱岐市長等の給与の特例に関する条例（令和3年壱岐市条例第1号）

議案第10号

壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について

壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月4日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

地方税法等の一部が改正され、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置が講じられることに伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

壱岐市国民健康保険税条例（平成16年壱岐市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し及び第4条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「次号、第7条の2及び第23条」を「次号、第7条の2及び第23条第1項」に、「第3号、第7条の2及び第23条」を「第3号、第7条の2及び同項」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応

じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3, 375円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5, 625円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9, 000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11, 250円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 230円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 050円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3, 280円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 100円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第7項中「第23条」を「第23条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第8項、第9項及び第11項から第18項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1号及び第13条

第1項の改正規定、第23条の改正規定（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分を除く。）並びに第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第7項から第9項まで及び第11項から第18項までの改正規定並びに次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の岐阜市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 1 1 号

壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の廃止について

壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 3 月 4 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

(提案理由)

令和 4 年度から集合税を廃止するため、この条例を定めるものである。

壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例

壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例（平成16年壱岐市条例第50号）
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の規定は、令和4年度以後の年度分の市税等について適用し、令和3年度までの市税等については、なお従前の例による。

議案第12号

壱岐市文化財展示施設条例の一部改正について

壱岐市文化財展示施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月4日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

壱岐市文化財展示施設のうち、“彫刻家”小金丸幾久記念館及び、ふるさと資料館を令和4年3月31日に閉館することに伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市文化財展示施設条例の一部を改正する条例

壱岐市文化財展示施設条例（平成22年壱岐市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表“彫刻家”小金丸幾久記念館（以下「小金丸記念館」という。）の項及びふるさと資料館（以下「資料館」という。）の項を削る。

第6条第1項の表小金丸記念館の項及び資料館の項を削る。

第7条第1項の表小金丸記念館の項及び資料館の項を削る。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（使用料等に関する経過措置）

2 この条例による改正後の壱岐市文化財展示施設条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設の利用等に係る使用料等について適用し、施行日前の施設の利用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

議案第13号

壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月4日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

「消防団員の処遇の改善等に関する検討会」の中間報告書を踏まえ、消防団員の報酬等の基準の策定等について、所要の改正を行うものである。

壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成16年壱岐市条例第230号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,020人」を「940人」に改める。

第12条中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条の表団員の項中「33,000円」を「36,500円」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第12条に次の1項を加える。

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次のとおり出動報酬を支給する。

区分	単位	金額
災害、警戒、行方不明者搜索及び立哨業務の場合	1日（7時間45分）につき	8,000円
災害、警戒、行方不明者搜索、立哨業務、訓練等、ラッパ隊要請及び消防音楽隊要請の場合	1日未満（1回）につき	3,000円

第13条の表中「ラッパ手技術手当」を「ラッパ手・まとい組・消防音楽隊技術手当」に改め、出動手当の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(報酬等に関する経過措置)

2 この条例による改正後の壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の消防団員に係る報酬等について適用し、施行日前の消防団員に係る報酬等については、なお従前の例による。

議案第14号

市道路線の認定について

市道路線を別紙のとおり認定する。

令和4年3月4日提出

壱岐市長 白川 博一

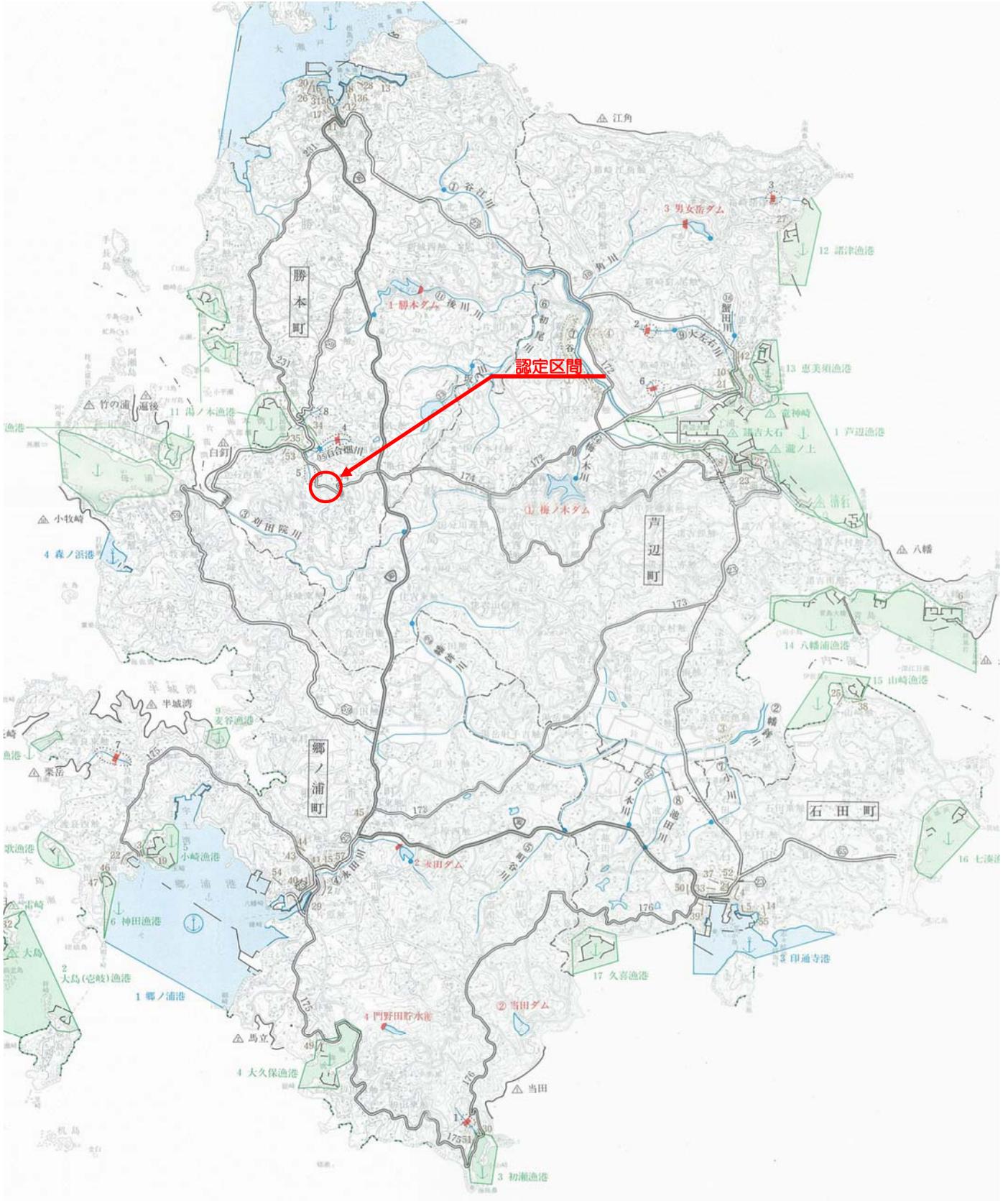
(提案理由)

市道として受け入れる必要があるため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

路 線 調 書

路線番号	路線名	道路の区域		敷地の幅員 (m)	延長 (m)
4059	濱田宇土線	起点	勝本町立石南触字濱田1187番4地先	18.00~39.69	484.40
		終点	勝本町立石南触字宇土1276番1地先		

市道濱田宇土線 認定区間 位置図



市道濱田宇土線 認定区間

起 点



終 点



市道濱田宇土線 平面図 S=1:500
認定区間平面図



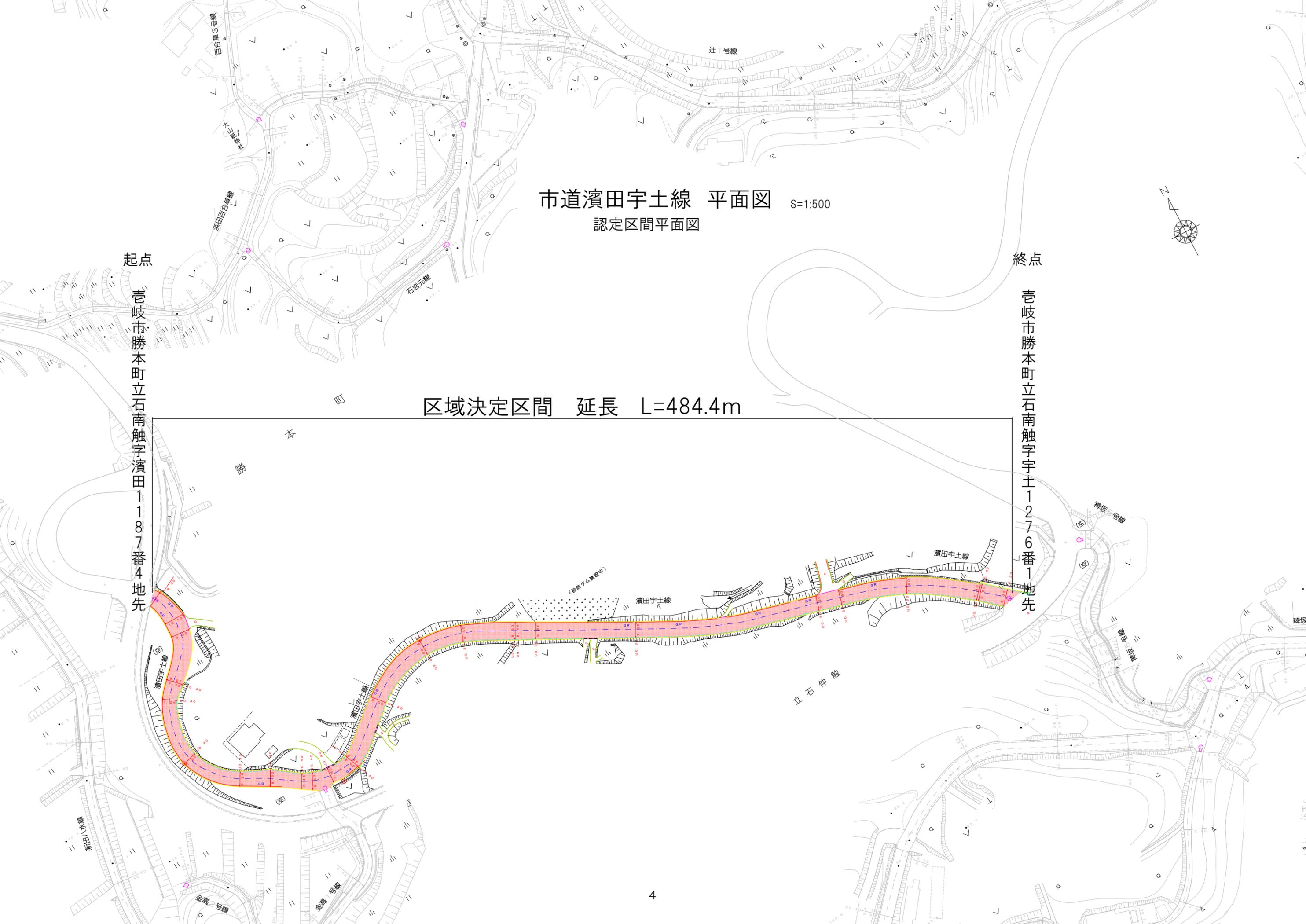
起点

吉岐市勝本町立石南触字濱田1187番4地先

終点

吉岐市勝本町立石南触字宇土1276番1地先

区域決定区間 延長 L=484.4m



市道濱田宇土線 丈量図

S=1:500

勝本町百合畑触



百合畑触
字石岩元

敷地最大幅員 W=39.69m

敷地最小幅員 W=18.00m

立石南触
字清田

勝本町立石南触

立石南触
字宇土

立石南触
字宇土

立石南触
字金高

立石仲触
字龍川

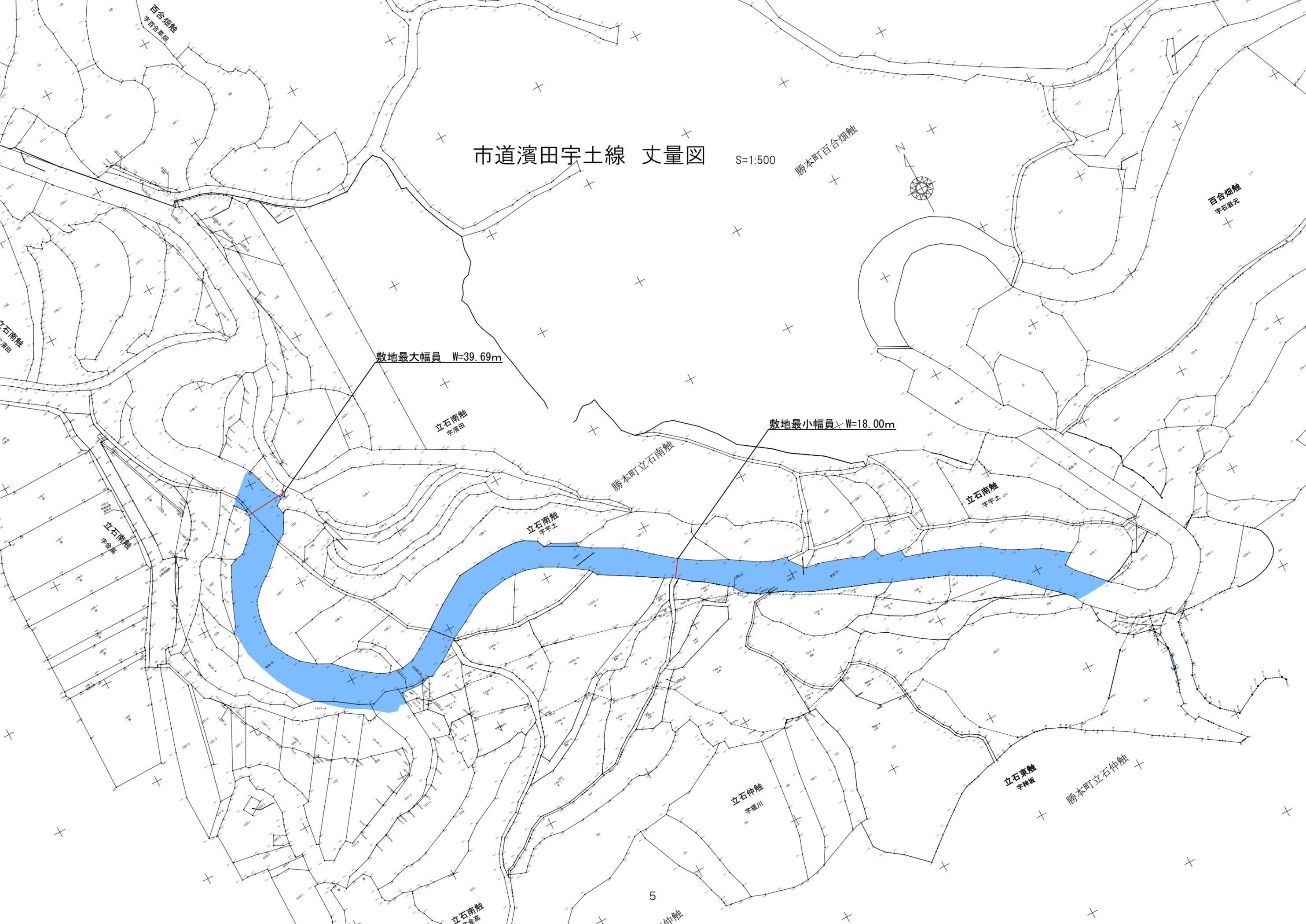
立石東触
字龍坂

勝本町立石仲触

立石南触
字金高

5

立石仲触



令和3年度

一般会計補正予算書

(第17号)

老岐市

議案第15号

令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第17号）

令和3年度壱岐市の一般会計補正予算（第17号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70,241千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,198,192千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年3月4日提出

壱岐市長 白川博一

第1表歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		9,268,612	661,681	9,930,293
	1 地方交付税	9,268,612	661,681	9,930,293
13 分担金及び負担金		202,198	△14,140	188,058
	1 分担金	11,016	△4,140	6,876
	2 負担金	191,182	△10,000	181,182
14 使用料及び手数料		421,296	2,870	424,166
	1 使用料	211,917	△3,130	208,787
	2 手数料	209,379	6,000	215,379
15 国庫支出金		4,702,589	△282,685	4,419,904
	1 国庫負担金	1,838,922	△159,013	1,679,909
	2 国庫補助金	2,855,986	△123,672	2,732,314
16 県支出金		2,774,204	△182,936	2,591,268
	1 県負担金	705,280	△8,613	696,667
	2 県補助金	1,957,804	△166,414	1,791,390
	3 県委託金	111,120	△7,909	103,211
18 寄附金		510,201	5,300	515,501
	1 寄附金	510,201	5,300	515,501
19 繰入金		1,667,083	△344,300	1,322,783
	1 基金繰入金	1,667,083	△344,300	1,322,783
20 繰越金		438,419	6,873	445,292
	1 繰越金	438,419	6,873	445,292
21 諸収入		389,173	△1,104	388,069
	4 雑収入	358,336	△1,104	357,232
22 市債		1,849,200	78,200	1,927,400
	1 市債	1,849,200	78,200	1,927,400
歳入合計		25,268,433	△70,241	25,198,192

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		147,992	△5,696	142,296
	1 議会費	147,992	△5,696	142,296
2 総務費		5,648,703	450,062	6,098,765
	1 総務管理費	5,301,397	459,268	5,760,665
	2 徴税費	181,578	△4,113	177,465
	3 戸籍住民基本台帳費	77,627	△1,085	76,542
	4 選挙費	66,106	△4,008	62,098
3 民生費		6,605,811	△177,052	6,428,759
	1 社会福祉費	3,300,063	△35,119	3,264,944
	2 児童福祉費	2,413,879	△116,657	2,297,222
	3 生活保護費	886,015	△25,276	860,739
4 衛生費		2,314,679	△43,799	2,270,880
	1 保健衛生費	1,323,196	△25,585	1,297,611
	2 清掃費	991,483	△18,214	973,269
5 農林水産業費		1,992,947	△100,342	1,892,605
	1 農業費	1,150,162	△64,410	1,085,752
	2 林業費	47,966	△16,383	31,583
	3 水産業費	794,819	△19,549	775,270
6 商工費		629,796	△16,680	613,116
	1 商工費	629,796	△16,680	613,116
7 土木費		2,000,277	△20,026	1,980,251
	2 道路橋りょう費	1,442,291	△6,915	1,435,376
	3 河川費	35,880	△889	34,991
	4 港湾費	125,313	△5,546	119,767
	5 都市計画費	41,947	△400	41,547
	6 下水道費	126,721	△5,500	121,221
	7 住宅費	102,057	△776	101,281
8 消防費		707,718	△2,419	705,299
	1 消防費	707,718	△2,419	705,299
9 教育費		1,945,722	△38,963	1,906,759
	1 教育総務費	204,112	△9,107	195,005
	2 小学校費	456,835	△5,000	451,835
	3 中学校費	285,634	△6,600	279,034

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教育費	4 幼稚園費	215,294	△6,700	208,594
	5 社会教育費	470,110	△8,890	461,220
	6 保健体育費	106,776	△2,714	104,062
	7 学校給食費	206,961	48	207,009
10 災害復旧費		294,391	△115,326	179,065
	1 農林水産施設 災害復旧費	90,783	△8,567	82,216
	2 公共土木施設 災害復旧費	203,608	△106,759	96,849
歳出合計		25,268,433	△70,241	25,198,192

第2表 繰越明許費補正

1. 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	1,600
3 民生費	2 児童福祉費	老崎市子育て世帯臨時特別給付金	1,000
5 農林水産業費	1 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	38,126
		農村地域防災減災事業	6,800
		県営事業費	21,500
	2 林業費	治山事業費	4,500
	3 水産業費	持続可能な新水産業創造事業	8,200
		漁村再生交付金事業	19,600
		水産物供給基盤機能保全事業	32,000
		県営漁港事業地元負担金	875
7 土木費	4 港湾費	郷ノ浦港ターミナルビル改修事業	47,000
		県営港湾事業地元負担金	19,625
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業費（現年災）	55,616
合 計			256,442

2. 変更

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
2 総務費	1 総務管理費	地域情報通信推進事業費	13,200	87,662
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良費（補助）	624,000	694,000
		道路改良費（起債）	50,000	70,000
10 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業費（現年災）	30,000	53,000
合		計	717,200	904,662

第3表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
辺地対策事業債	273,200	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	299,300	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
過疎対策事業債	537,400	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	536,400	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業債（過疎地域持続的発展特別事業）	259,900	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	354,900	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
農林水産債	67,300	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	43,600	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土 木 債	180,100	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	184,100	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
教 育 債	1,300	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	600	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業債	85,700	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	65,000	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
民生債	3,900	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	3,100	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	9,268,612	661,681	9,930,293
13 分担金及び負担金	202,198	△14,140	188,058
14 使用料及び手数料	421,296	2,870	424,166
15 国庫支出金	4,702,589	△282,685	4,419,904
16 県支出金	2,774,204	△182,936	2,591,268
18 寄附金	510,201	5,300	515,501
19 繰入金	1,667,083	△344,300	1,322,783
20 繰越金	438,419	6,873	445,292
21 諸収入	389,173	△1,104	388,069
22 市債	1,849,200	78,200	1,927,400
歳入合計	25,268,433	△70,241	25,198,192

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費	147,992	△5,696	142,296
2 総 務 費	5,648,703	450,062	6,098,765
3 民 生 費	6,605,811	△177,052	6,428,759
4 衛 生 費	2,314,679	△43,799	2,270,880
5 農 林 水 産 業 費	1,992,947	△100,342	1,892,605
6 商 工 費	629,796	△16,680	613,116
7 土 木 費	2,000,277	△20,026	1,980,251
8 消 防 費	707,718	△2,419	705,299
9 教 育 費	1,945,722	△38,963	1,906,759
10 災 害 復 旧 費	294,391	△115,326	179,065
歳 出 合 計	25,268,433	△70,241	25,198,192

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			△5,696
△195,615	18,500	△127,030	754,207
△93,897	32,500	△98,674	△16,981
△48,981	2,100	△59,600	62,682
△31,653	12,500	△39,615	△41,574
	△14,400		△2,280
△1,280	30,100		△48,846
△6,049			3,630
△1,749	17,600	△22,830	△31,984
△86,397	△20,700	△3,625	△4,604
△465,621	78,200	△351,374	668,554

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
11	地方交付税	9,268,612	661,681	9,930,293
	1 地方交付税	9,268,612	661,681	9,930,293
	1 地方交付税	9,268,612	661,681	9,930,293

13	分担金及び負担金	202,198	△14,140	188,058
	1 分担金	11,016	△4,140	6,876
	1 農林水産業費分担金	6,390	△515	5,875
	2 災害復旧費分担金	4,626	△3,625	1,001
	2 負担金	191,182	△10,000	181,182
	1 民生費負担金	190,060	△10,000	180,060

14	使用料及び手数料	421,296	2,870	424,166
	1 使用料	211,917	△3,130	208,787
	8 教育使用料	20,695	△3,130	17,565
	2 手数料	209,379	6,000	215,379
	4 農林水産業手数料	150,163	6,000	156,163

15	国庫支出金	4,702,589	△282,685	4,419,904
	1 国庫負担金	1,838,922	△159,013	1,679,909
	1 民生費国庫負担金	1,618,741	△75,013	1,543,728
	2 災害復旧費国庫負担金	112,800	△84,000	28,800

11 地方交付税 - 15 国庫支出金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	661,681	普通交付税 661,681

2 林業費分担金	△515	林業費分担金 自然災害防止事業地元分担金 △515
1 農地及び農業用施設災害復旧費分担金	△3,625	農地等災害復旧費受益者分担金 △3,625
2 老人福祉費負担金	△10,000	介護事業負担金 △9,100 介護事業利用者負担金 △900

3 社会教育使用料	△2,980	沓岐文化ホール使用料 △2,880 農村環境改善センター使用料 △100
4 保健体育使用料	△150	石田スポーツセンター使用料 △150
2 家畜診療等手数料	6,000	病傷事故診療手数料 2,000 病傷事故外診療手数料 4,000

1 社会福祉費負担金	△4,972	特別障害者手当等給付費負担金 △4,972
2 児童福祉費負担金	△51,666	子どものための教育・保育給付交付金 △10,500 児童扶養手当給付費負担金 △9,720 児童手当交付金 △28,075 障害児施設措置費（給付費等）負担金 △3,371
4 生活保護費負担金	△18,375	生活保護費負担金 △18,375
1 公共土木施設災害復旧費負担金	△84,000	公共土木施設災害復旧費負担金 △84,000

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
2	国庫補助金	2,855,986	△123,672	2,732,314
	1 総務費国庫補助金	835,733	△74,616	761,117
	2 民生費国庫補助金	1,117,955	△3,660	1,114,295
	3 衛生費国庫補助金	173,562	△44,116	129,446
	5 土木費国庫補助金	668,155	△1,280	666,875

16	県支出金	2,774,204	△182,936	2,591,268
	1 県負担金	705,280	△8,613	696,667
	2 民生費県負担金	609,135	△8,613	600,522
	2 県補助金	1,957,804	△166,414	1,791,390
	1 総務費県補助金	294,835	△450	294,385
	2 民生費県補助金	123,343	△4,317	119,026
	3 衛生費県補助金	78,955	△4,865	74,090
	4 農林水産業費県補助金	701,397	△28,145	673,252

節		説明
区分	金額	
1 総務費補助金	△74,616	離島活性化交付金 △783 地方創生推進交付金 △393 エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金 △16,842 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 △52,701 特定地域づくり事業推進交付金 △1,648 過疎地域等自立活性化推進交付金 △2,249
2 児童福祉費補助金	△3,660	子ども子育て支援交付金 △2,817 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）事業費 △1,600 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）事業費 △1,800 保育士等処遇改善臨時特例交付金 2,557
1 保健衛生費補助金	△30,400	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 △30,400
2 清掃費補助金	△13,716	合併処理浄化槽設置整備事業費補助金 △13,716
2 住宅費補助金	△1,280	社会資本整備総合交付金 △1,280

2 児童福祉費負担金	△8,613	子どものための教育・保育給付費県費負担金 △5,250 児童手当負担金 △1,678 障害児施設措置（給付費等）負担金 △1,685
1 総務費補助金	△450	集落維持対策推進事業補助金 △450
1 社会福祉費補助金	△1,500	身体障害者（児）医療費助成事業費補助金 △1,500
3 児童福祉費補助金	△2,817	放課後児童健全育成事業費補助金 △2,817
2 清掃費補助金	△4,865	合併処理浄化槽設置整備事業費補助金 △4,865
1 農業費補助金	△13,459	多面的機能支払交付金 △7,323 環境保全型農業直接支払交付金 △2,607 ながさき水田農業生産強化支援事業 △718 農業次世代人材投資事業補助金 △2,371 農地中間管理機構集積協力金交付事業補助金 △17,797 家畜導入事業費補助金 △7,050 農村地域防災減災事業補助金 2,695 ながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業 △1,768 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 △4,533 担い手確保・経営強化支援事業補助金 30,450 農地利用最適化補助金 △2,106 機構集積支援事業補助金 △331

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	5 商工費県補助金	630,826	△125,274	505,552
	7 教育費県補助金	56,898	△966	55,932
	8 災害復旧費県補助金	68,550	△2,397	66,153
3	県委託金	111,120	△7,909	103,211
	3 農林水産業費県委託金	3,430	△1,860	1,570
	5 消防費県委託金	31,437	△6,049	25,388

18	寄附金	510,201	5,300	515,501
	1 寄附金	510,201	5,300	515,501
	2 指定寄附金	510,200	5,300	515,500

19	繰入金	1,667,083	△344,300	1,322,783
	1 基金繰入金	1,667,083	△344,300	1,322,783
	1 基金繰入金	1,667,083	△344,300	1,322,783

20	繰越金	438,419	6,873	445,292
	1 繰越金	438,419	6,873	445,292
	1 繰越金	438,419	6,873	445,292

節		説明	
区分	金額		
2 林業費補助金	△5,936	造林事業費補助金 森林病害虫等防除事業費補助金 ふるさとの森林づくり事業費補助金 ながさき森林環境保全事業補助金	△4,543 △819 △421 △153
3 水産業費補助金	△8,750	漁業就業者確保育成総合対策事業補助金 離島漁業再生支援交付金 水産基盤整備事業補助金 水産多面的機能発揮対策支援事業補助金 持続可能な新水産業創造事業	△855 △13,265 6,000 △130 △500
1 商工費補助金	△125,274	長崎県事業継続支援給付事業補助金 長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金補助金	△53,899 △71,375
3 社会教育費補助金	△966	地域子ども教室推進事業費補助金	△966
1 農地及び農業用施設災害復旧費補助金	△2,397	農地及び農業用施設災害復旧費補助金	△2,397
2 農業費委託金	△1,860	県営圃場整備事業委託金	△1,860
1 消防費委託金	△6,049	壱岐空港消防業務委託金	△6,049
1 指定寄附金	5,300	企業版ふるさと納税寄附金	5,300
1 基金繰入金	△344,300	地域福祉基金 栽培漁業振興基金繰入金 合併振興基金 過疎地域持続的発展特別事業基金 森林環境譲与税基金	△130,500 △2,300 △129,000 △79,500 △3,000
1 繰越金	6,873	前年度繰越金（純繰越分）	6,873

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
21	諸収入	389,173	△1,104	388,069
	4 雑入	358,336	△1,104	357,232
	3 雑入	349,932	△1,514	348,418
	6 過年度収入	16	410	426

22	市債	1,849,200	78,200	1,927,400
	1 市債	1,849,200	78,200	1,927,400
	1 辺地対策事業債	273,200	26,100	299,300
	2 過疎対策事業債	797,300	94,000	891,300
	4 農林水産債	67,300	△23,700	43,600
	5 土木債	180,100	4,000	184,100
	6 消防債	9,900	0	9,900
	7 教育債	1,300	△700	600

節		説明	
区分	金額		
5 雑入 (SDGs未来課)	△1,430	二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金	△1,430
13 雑入 (こども家庭課)	216	雑入	216
19 雑入 (農林課)	100	補助金返還金	100
26 雑入 (社会教育課)	△400	長崎縣市町村振興事業補助金	△400
1 過年度収入 (国庫支出金)	410	過年度収入 (国庫支出金)	410

1 辺地対策事業債	26,100	辺地対策事業	26,100
1 過疎対策事業債	94,000	過疎対策事業 過疎対策事業 (過疎地域持続的発展特別事業)	△1,000 95,000
2 緊急自然災害防止対策事業債	△50,800	緊急自然災害防止対策事業債	△50,800
3 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	△3,400	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	△3,400
4 補正予算債	22,300	補正予算債	22,300
5 公共事業等債	8,200	公共事業等債	8,200
1 自然災害防止事業債	△5,000	自然災害防止事業	△5,000
4 補正予算債	4,000	補正予算債	4,000
5 緊急自然災害防止対策事業債	5,000	緊急自然災害防止対策事業債	5,000
1 防災対策事業債	2,300	防災基盤整備事業	2,300
2 緊急防災・減災事業債	△2,300	緊急防災・減災事業	△2,300
1 緊急防災・減災事業債	△700	緊急防災・減災事業	△700

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	8 災害復旧事業債	85,700	△20,700	65,000
	9 民生債	3,900	△800	3,100

節		説明	
区分	金額		
1 単独災害復旧事業債	300	公共土木施設等災害復旧事業（過年災単独）	300
2 補助災害復旧事業債	△21,000	公共土木施設等災害復旧事業（現年災補助）	△21,000
1 緊急防災・減災事業債	△800	緊急防災・減災事業債	△800

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1	議会費	147,992	△5,696	142,296				△5,696
1	議会費	147,992	△5,696	142,296				△5,696
1	1 議会費	147,992	△5,696	142,296				△5,696

2	総務費	5,648,703	450,062	6,098,765	△195,615	18,500	△127,030	754,207
1	総務管理費	5,301,397	459,268	5,760,665	△195,615	18,500	△127,030	763,413
1	1 一般管理費	956,388	△8,040	948,348	△843		△72,900	65,703
3	3 財政管理費	253,414	708,713	962,127		14,400		694,313

1 議会費 - 2 総務費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	△925	期末手当 期末手当（議員） △925
8 旅 費	△4,218	費用弁償 普通旅費 △3,079 △1,139
10 需用費	△553	印刷製本費 △553

2 給 料	△303	一般職給 行政職給（一般職） △303
3 職員手当等	△375	扶養手当 △73 住居手当 △165 通勤手当 通勤手当（一般職） △7 児童手当 児童手当（一般職） △130
4 共 済 費	△72	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） △72
8 旅 費	△1,425	普通旅費 △1,425
10 需用費	△1,500	修繕料 施設修繕料（その他） △1,500
12 委 託 料	△2,082	一般業務委託料 弁護士業務 △1,425 集落支援員設置業務 △657
17 備品購入費	△247	一般備品購入費 庁用器具費
18 負担金、補助 及び交付金	△2,036	事業費補助金 新たな地域コミュニティ準備補助金 △900 まちづくり交付金 △1,136
12 委 託 料	△1,287	一般業務委託料 公会計事業 △1,287
24 積 立 金	710,000	元金積立金 財政調整基金積立金 250,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 財産管理費	74,140	△1,454	72,686				△1,454
6 企画費	1,912,339	△10,742	1,901,597	△19,091	4,100	△29,130	33,379
7 情報管理費	580,077	△52,072	528,005			△25,000	△27,072
8 地区事務所費	41,089	△1,600	39,489				△1,600
12 新型コロナウイルス感染症対応事業費	1,443,125	△175,537	1,267,588	△175,681			144

節		説明	
区分	金額		
		減債基金積立金	460,000
14 工事請負費	△1,454	建設工事費（事業用資産） 更新整備工事	
8 旅 費	△248	費用弁償	△248
10 需用費	△55	消耗品費 燃料費 食糧費	△30 △15 △10
12 委託料	△7,371	一般業務委託料 起業家人材育成事業 実証研究業務委託料 調査業務	△1,770 △4,171 △1,430
13 使用料及び 賃借料	△35	賃借料 自動車借上料	△35
18 負担金、補助 及び交付金	△3,033	各種会議等負担金 事業費補助金 吉崎市地域おこし協力隊起業支援事業補助金 地域おこし協力隊員家賃等補助金 インバウンド対策事業補助金	△15 △2,000 △18 △1,000
12 委託料	△34,850	一般業務委託料 システム保守 システム整備業務 情報システム運営等 建設業務委託料（事業用資産） 設計業務	△3,400 △25,000 △1,300 △5,150
13 使用料及び 賃借料	△2,000	賃借料 OA機器借上料	△2,000
14 工事請負費	△13,521	建設工事費（事業用資産） 更新整備工事	
17 備品購入費	△1,701	一般備品購入費 機械器具費	
2 給 料	△800	会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職）	△800
3 職員手当等	△800	期末手当 期末手当（会計年度任用職）フルタイム	△800
1 報 酬	△1,214	会計年度任用職員報酬	△1,214
7 報 償 費	△67,204	報償金（品） 長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協 力金	△67,204

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	徴税費	181,578	△4,113	177,465				△4,113
	1 税務総務費	136,745	△1,435	135,310				△1,435
	2 賦課徴収費	44,833	△2,678	42,155				△2,678
3	戸籍住民基本台帳費	77,627	△1,085	76,542				△1,085
	1 戸籍住民基本台帳費	77,627	△1,085	76,542				△1,085
4	選挙費	66,106	△4,008	62,098				△4,008
	3 市議会議員選挙費	21,513	△4,008	17,505				△4,008

節		説明	
区分	金額		
8 旅 費	△66	費用弁償	△66
10 需 用 費	△3,390	消耗品費	△3,390
11 役 務 費	△1,107	通信運搬費 郵便料 手数料 振込手数料	△1,066 △41
12 委 託 料	△3,650	一般業務委託料 月次支援金等申請支援業務	△3,650
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	△579	賃借料 自動車借上料	△579
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	△98,327	事業費補助金 事業継続支援金 牛市購買者誘致対策補助金	△97,617 △710
1 報 酬	△950	会計年度任用職員報酬	△950
3 職 員 手 当 等	△485	期末手当 期末手当（会計年度任用職）パートタイム	△485
8 旅 費	△356	普通旅費	△356
11 役 務 費	△500	通信運搬費 郵便料	△500
12 委 託 料	△1,000	一般業務委託料 不動産鑑定	△1,000
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	△822	事業費補助金 自治公民館納税活動等交付金	△822
8 旅 費	△572	普通旅費	△572
12 委 託 料	△513	一般業務委託料 戸籍電算システム保守 システム改修業務	△115 △398
1 報 酬	△161	行政委員報酬 選挙管理委員報酬	△99

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	

3	民生費	6,605,811	△177,052	6,428,759	△93,897	32,500	△98,674	△16,981
	1 社会福祉費	3,300,063	△35,119	3,264,944	△8,766	10,500	△54,300	17,447
	1 社会福祉総務費	1,242,141	△11,611	1,230,530	△6,472	500	△33,500	27,861
	2 社会福祉施設費	139,870	△1,277	138,593		△800		△477
	3 老人福祉費	107,999	△2,873	105,126		10,800	△10,800	△2,873

節		説明
区分	金額	
		その他非常勤職員報酬 投開票管理者・立会人等報酬 △62
11 役 務 費	△3,100	通信運搬費 郵便料 手数料 事務処理手数料 △3,000 △100
12 委 託 料	△697	一般業務委託料 掲示場設置撤去作業 掲示板作成業務 △97 △600
13 使用料及び 賃借料	△50	賃借料 会場借上料 △50

2 給 料	△123	一般職給 行政職給（一般職） △123
3 職 員 手 当 等	9	通勤手当 通勤手当（一般職） 9
4 共 済 費	△29	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） △29
8 旅 費	△390	普通旅費 △390
18 負担金、補助 及び交付金	△1,450	運営費補助金 社協事務局設置費 △1,450
19 扶 助 費	△9,628	扶助費 障害者福祉医療費 障害児福祉手当 特別障害者手当 △3,000 △283 △6,345
12 委 託 料	△500	建設業務委託料（事業用資産） 設計業務 △500
14 工 事 請 負 費	△777	建設工事費（事業用資産） 改修工事
8 旅 費	△311	普通旅費 △311
18 負担金、補助 及び交付金	△2,562	運営費補助金 はり・きゅう・あんま施術（老人） 老人入湯券 △820 △1,742

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 国民健康保険事業費	326,866	9,242	336,108	△2,294			11,536
5 介護保険事業費	610,196	△14,000	596,196				△14,000
6 老人福祉施設費	327,334	△14,600	312,734			△10,000	△4,600
2 児童福祉費	2,413,879	△116,657	2,297,222	△66,756	22,000	△44,374	△27,527
1 児童福祉総務費	294,779	△22,294	272,485	△9,700	22,000	△44,784	10,190

節		説明
区分	金額	
27 繰出金	9,242	国民健康保険事業特別会計繰出金 国民健康保険事業特別会計繰出金 直営診療施設勘定繰出金 △2,294 11,536
2 給料	△1,000	一般職給 行政職給（一般職） △1,000
18 負担金、補助及び交付金	△4,500	運営費補助金 介護人材確保対策事業 地域包括ケア人材確保支援事業 △2,000 △2,500
27 繰出金	△8,500	介護保険事業特別会計繰出金 △8,500
1 報酬	△2,450	会計年度任用職員報酬 △2,450
2 給料	△3,000	会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職） △3,000
3 職員手当等	△1,100	期末手当 期末手当（会計年度任用職）フルタイム 期末手当（会計年度任用職）パートタイム △600 △500
4 共済費	△1,500	共済組合負担金 共済組合負担金（会計年度任用職） 社会保険料 △1,000 △500
8 旅費	△400	費用弁償 △400
12 委託料	△3,900	一般業務委託料 通所介護 福祉用具等貸与業務 訪問看護 △1,500 △1,200 △1,200
17 備品購入費	△550	一般備品購入費 庁用器具費
19 扶助費	△1,700	扶助費 介護事業利用者負担費 △1,700
7 報償費	△2,750	賞賜金（品） 出産祝金 △2,750
12 委託料	△7,460	一般業務委託料 放課後児童健全育成事業 △7,460
19 扶助費	△16,741	扶助費 乳幼児・母子・寡婦福祉医療費 障害児施設措置費（給付費等） △10,000 △6,741

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 児童措置費	1,406,086	△80,163	1,325,923	△57,056		410	△23,517
4 保育所費	700,341	△14,200	686,141				△14,200
3 生活保護費	886,015	△25,276	860,739	△18,375			△6,901
1 生活保護総務費	123,436	△776	122,660				△776
2 扶助費	762,579	△24,500	738,079	△18,375			△6,125

4	衛生費	2,314,679	△43,799	2,270,880	△48,981	2,100	△59,600	62,682
---	-----	-----------	---------	-----------	---------	-------	---------	--------

節		説明
区分	金額	
22 償還金、利子及び割引料	4,657	返納金 国庫支出金精算返納金 4,657
12 委託料	△10,445	一般業務委託料 保育園児入所 広域保育 △9,445 △1,000
18 負担金、補助及び交付金	△12,388	負担金 小規模保育施設公定価格負担金 給付費 子育て世帯生活支援特別給付金 ひとり親世帯生活支援特別給付金 △8,988 △1,600 △1,800
19 扶助費	△58,730	扶助費 施設等受給者児童手当 児童手当 児童扶養手当 △720 △43,110 △14,900
22 償還金、利子及び割引料	1,400	返納金 国庫支出金精算返納金 1,400
2 給料	△6,800	一般職給 行政職給（一般職） 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職） △900 △5,900
3 職員手当等	△2,000	期末手当 期末手当（会計年度任用職）フルタイム △2,000
4 共済費	△5,400	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 共済組合負担金（会計年度任用職） △400 △5,000
8 旅費	△512	普通旅費 △512
12 委託料	△264	一般業務委託料 システム整備業務 △264
19 扶助費	△24,500	生活保護扶助費 生活扶助費 住宅扶助費 教育扶助費 介護扶助費 医療扶助費 生業扶助費 △7,000 △3,000 △500 △2,000 △10,000 △2,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1	保健衛生費	1,323,196	△25,585	1,297,611	△30,400	2,100	△59,600	62,315
	2 予防費	323,961	△30,400	293,561	△30,400	2,100	△59,600	57,500
	4 病院費	544,661	4,815	549,476				4,815
2	清掃費	991,483	△18,214	973,269	△18,581			367
	1 清掃総務費	60,347	796	61,143				796
	4 合併処理浄化槽設置整備費	84,082	△19,010	65,072	△18,581			△429

5	農林水産業費	1,992,947	△100,342	1,892,605	△31,653	12,500	△39,615	△41,574
	1 農業費	1,150,162	△64,410	1,085,752	△16,967	△10,700	△12,400	△24,343
	1 農業委員会費	47,175	△1,748	45,427	△2,437			689
	3 農業振興費	165,796	△6,284	159,512	1,615	4,500	△9,800	△2,599

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	△30,400	時間外勤務手当 時間外勤務手当（一般職） △28,000 時間外勤務手当（会計年度任用職）フルタイム △2,400
18 負担金、補助及び交付金	4,815	負担金 長崎県病院企業団 4,815
2 給料	426	一般職給 行政職給（一般職） 426
3 職員手当等	166	扶養手当 60 通勤手当 通勤手当（一般職） 6 児童手当 児童手当（一般職） 100
4 共済費	204	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 204
18 負担金、補助及び交付金	△19,010	事業費補助金 合併処理浄化槽設置整備事業 △19,010

1 報酬	△1,248	行政委員報酬 農業委員報酬 △718 農地利用最適化推進委員報酬 △530
8 旅費	△500	費用弁償 △500
7 報償費	6	報償金（品） 謝礼金 6
18 負担金、補助及び交付金	△6,290	事業費補助金 農地流動化奨励 △5,484 壱岐市特定地域づくり事業 △3,296 ながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業 △2,299 農業次世代人材投資事業（経営開始型） △2,376 農地中間管理機構地域集積金補助金 △17,797 ながさき水田農業生産強化支援事業 △955 担い手確保・経営強化支援事業 30,450 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業 △4,533

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 畜産業費	267,438	△8,893	258,545	△7,050	10,300	△2,600	△9,543
5 農地費	574,640	△47,485	527,155	△9,095	△25,500		△12,890
2 林業費	47,966	△16,383	31,583	△5,936		△3,515	△6,932
1 林業総務費	2,899	△1,456	1,443	△421		△389	△646

節		説明	
区分	金額		
1 報 酬	△1,400	会計年度任用職員報酬	△1,400
3 職 員 手 当 等	△200	期末手当 期末手当（会計年度任用職）パートタイム	△200
4 共 済 費	△260	社会保険料	△260
7 報 償 費	△258	賞賜金（品） 賞賜品代	△258
10 需 用 費	4,480	食糧費 医薬材料費	△20 4,500
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	△11,305	事業費補助金 和牛共進会等 家畜導入事業費	△1,105 △10,200
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	50	返納金 県支出金精算返納金	50
12 委 託 料	900	一般業務委託料 計画策定業務 換地業務	2,750 △1,850
14 工 事 請 負 費	△42,000	建設工事費（事業用資産） 改修工事	
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	△6,385	負担金 県営海岸事業 県営自然災害防止事業 県営圃場整備事業 県営老朽ため池整備事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）負 担金 沓岐農村環境保全協議会 事業費補助金 多面的機能支払交付金 環境保全型農業直接支払交付金	△400 △5,000 8,000 13,500 △9,230 △500 △9,439 △3,316
10 需 用 費	△200	消耗品費	△200
11 役 務 費	△9	火災保険料 傷害保険料	△9
12 委 託 料	△284	一般業務委託料 森林のつどい事前準備作業	△284
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	△963	負担金 県治山林道協会	△126

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2 林業振興費	45,067	△14,927	30,140	△5,515		△3,126	△6,286	
3 水産業費	794,819	△19,549	775,270	△8,750	23,200	△23,700	△10,299	
1 水産業総務費	154,000	△2,286	151,714		9,000	△11,300	14	
2 水産業振興費	388,689	△19,467	369,222	△14,750	12,400	△12,400	△4,717	
3 漁港管理費	45,463	△896	44,567		1,800		△2,696	

節		説明	
区分	金額		
		事業費補助金 緑の募金交付金事業 ながさき森林環境保全事業	△200 △637
12 委託料	△13,831	一般業務委託料 保安林等下刈 保全松林緊急保護事業 市有林等管理 調査業務 松くい虫航空防除散布 松くい虫地上散布 建設業務委託料（事業用資産） 設計等業務（災害復旧）	△1,134 △7,575 △350 △3,152 △411 △1,176 △33
14 工事請負費	△500	建設工事費（事業用資産） 災害復旧工事	
18 負担金、補助及び交付金	△610	負担金 長崎森林・山村対策協議会負担金 事業費補助金 林業振興支援事業 被災住居等林地災害土砂除去作業費	△100 △170 △340
24 積立金	14	元金積立金 森林環境譲与税基金積立金	14
3 職員手当等	20	扶養手当	20
10 需用費	△2,306	飼料費	△2,306
18 負担金、補助及び交付金	△19,467	負担金 水産多面的機能発揮対策地域協議会負担金 運営費補助金 漁業就業者確保育成総合対策事業（受け皿づくり事業） 事業費補助金 水産資源調査事業 持続可能な新水産業創造事業 離島漁業再生支援交付金 21世紀漁業担い手確保推進事業	△370 △200 △550 △667 △16,230 △1,450
12 委託料	△1,771	一般業務委託料 施設周辺環境管理 システム保守 施設清掃業務	△543 △715 △513
18 負担金、補助及び交付金	875	負担金 県営漁港事業	875

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 漁港漁場整備費	116,688	10,000	126,688	6,000			4,000
5 漁業集落環境整備費	89,979	△6,900	83,079				△6,900

6	商工費	629,796	△16,680	613,116		△14,400		△2,280
1	商工費	629,796	△16,680	613,116		△14,400		△2,280
4	観光費	323,389	△16,680	306,709		△14,400		△2,280

7	土木費	2,000,277	△20,026	1,980,251	△1,280	30,100		△48,846
2	道路橋りょう費	1,442,291	△6,915	1,435,376		26,100		△33,015
1	道路橋りょう総務費	14,933	△600	14,333		8,797		△9,397
2	道路橋りょう維持費	207,578	0	207,578				
3	道路橋りょう新設改良費	1,219,780	△6,315	1,213,465		17,303		△23,618
3	河川費	35,880	△889	34,991				△889

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	10,000	建設工事費（インフラ資産） 改修工事
27 繰出金	△6,900	下水道事業特別会計繰出金 漁業集落排水整備事業特別会計繰出金（基準外）
		△6,900

14 工事請負費	△906	建設工事費（事業用資産） 新規整備工事
18 負担金、補助 及び交付金	△15,774	事業費補助金 島外スポーツ団体誘致事業 老岐行き教育旅行推進事業
		△5,900 △9,874

12 委託料	△600	一般業務委託料 地籍図修正業務
		△600
15 原材料費	680	維持補修材料費
		680
18 負担金、補助 及び交付金	△680	事業費補助金 市道維持管理業務
		△680
12 委託料	△1,804	一般業務委託料 点検業務委託料 建設業務委託料（インフラ資産） 測量設計業務
		△104 △1,700
14 工事請負費	9,633	建設工事費（インフラ資産） 改修工事
16 公有財産 購入費	△3,967	土地購入費 土地購入費（インフラ資産）
		△3,967
18 負担金、補助 及び交付金	△5,139	負担金 県営道路整備事業
		△5,139
21 補償、補填 及び賠償金	△5,038	補償費（インフラ資産） 補償費 水道管布設替補償費
		△3,721 △1,317

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 河川総務費	24,358	△889	23,469				△889
2 急傾斜地崩壊対策費	11,522	0	11,522				
4 港湾費	125,313	△5,546	119,767		4,000		△9,546
1 港湾管理費	125,313	△5,546	119,767		4,000		△9,546
5 都市計画費	41,947	△400	41,547	△200			△200
1 都市計画総務費	25,928	△400	25,528	△200			△200
6 下水道費	126,721	△5,500	121,221				△5,500
1 公共下水道費	126,721	△5,500	121,221				△5,500
7 住宅費	102,057	△776	101,281	△1,080			304
1 住宅管理費	88,862	△776	88,086	△1,080			304

8	消防費	707,718	△2,419	705,299	△6,049			3,630
1	消防費	707,718	△2,419	705,299	△6,049			3,630
	1 常備消防費	487,420	△485	486,935	△6,049			5,564
	2 非常備消防費	90,133	△1,194	88,939				△1,194
	3 消防施設費	84,861	△740	84,121				△740
	5 災害対策費	15,325	0	15,325				

9	教育費	1,945,722	△38,963	1,906,759	△1,749	17,600	△22,830	△31,984
---	-----	-----------	---------	-----------	--------	--------	---------	---------

節		説明
区分	金額	
12 委託料	△400	一般業務委託料 台帳等整備業務 △400
18 負担金、補助 及び交付金	△489	負担金 県営自然災害防止事業 △489
12 委託料	△546	一般業務委託料 施設清掃業務 △546
18 負担金、補助 及び交付金	△5,000	負担金 県営港湾整備事業 △5,000
18 負担金、補助 及び交付金	△400	事業費補助金 街なみ環境整備事業 △400
27 繰出金	△5,500	下水道事業特別会計繰出金 公共下水道事業特別会計繰出金（基準外） △5,500
18 負担金、補助 及び交付金	△776	事業費補助金 住宅リフォーム支援事業 △776

12 委託料	△485	一般業務委託料 予防接種 △485
1 報酬	△1,194	消防団員報酬 団員報酬 出動手当 △600 △594
14 工事請負費	△740	建設工事費（事業用資産） 改修工事

--	--	--

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1	教育総務費	204,112	△9,107	195,005				△9,107
	3 教育指導費	59,380	△9,107	50,273				△9,107
2	小学校費	456,835	△5,000	451,835				△5,000
	1 学校管理費	363,616	△3,000	360,616				△3,000
	2 教育振興費	93,219	△2,000	91,219				△2,000
3	中学校費	285,634	△6,600	279,034				△6,600
	1 学校管理費	226,540	△5,600	220,940				△5,600
	2 教育振興費	59,094	△1,000	58,094				△1,000
4	幼稚園費	215,294	△6,700	208,594				△6,700
	1 幼稚園費	215,294	△6,700	208,594				△6,700
5	社会教育費	470,110	△8,890	461,220	△1,749	17,600	△22,680	△2,061

節		説明	
区分	金額		
1 報 酬	△4,000	会計年度任用職員報酬	△4,000
18 負担金、補助 及び交付金	△5,107	事業費補助金 離島留学生ホームステイ費 離島留学生交通費	△4,680 △427
10 需 用 費	2,000	光熱水費	2,000
12 委 託 料	△2,000	建設業務委託料（事業用資産） 測量業務	△2,000
13 使用料及び 賃借料	△1,900	賃借料 OA機器借上料	△1,900
14 工 事 請 負 費	△1,100	建設工事費（事業用資産） 改修工事	
19 扶 助 費	△2,000	扶助費 要保護及び準要保護児童就学援助費	△2,000
12 委 託 料	△4,600	一般業務委託料 スクールバス・ボート運行業務 建設業務委託料（事業用資産） 設計業務	△3,000 △1,600
14 工 事 請 負 費	△1,000	建設工事費（事業用資産） 改修工事	
19 扶 助 費	△1,000	扶助費 要保護及び準要保護生徒就学援助費	△1,000
1 報 酬	△2,000	会計年度任用職員報酬	△2,000
2 給 料	△4,000	一般職給 行政職給（一般職） 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職）	△1,000 △3,000
4 共 済 費	△700	共済組合負担金 共済組合負担金（公立学校）	△700

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会教育総務費	98,587	△618	97,969			△400	△218
2 青少年育成費	9,196	△50	9,146				△50
3 生涯学習推進費	3,645	0	3,645	△966			966
4 公民館費	141,410	△5,910	135,500	△783	△700	△2,980	△1,447
5 図書館費	24,587	△626	23,961				△626
6 文化財保護費	192,685	△1,686	190,999		18,300	△19,300	△686
6 保健体育費	106,776	△2,714	104,062			△150	△2,564

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	△618	運営費補助金 市地域婦人会連絡協議会 △50 老岐文化協会 △68 事業費補助金 文化交流・招聘事業 △500
18 負担金、補助及び交付金	△50	運営費補助金 市青年団連絡協議会 △50
7 報 償 費	△545	報償金（品） 学級講座講師謝礼金 △445 謝礼金 △100
10 需 用 費	△1,463	光熱水費 △200 修繕料 施設修繕料（その他） △1,263
12 委 託 料	△3,842	一般業務委託料 施設清掃業務 △248 施設管理業務 △135 夜間警備業務 △137 空調設備保守管理 △430 消防設備点検 △132 特殊設備保守管理 △1,195 建設業務委託料（事業用資産） 設計業務 △1,565
18 負担金、補助及び交付金	△60	事業費補助金 市公民館連絡協議会補助金 △60
7 報 償 費	△142	報償金（品） 謝礼金 △142
10 需 用 費	△400	光熱水費 △400
12 委 託 料	△84	一般業務委託料 空調設備保守管理 △69 消防設備点検 △15
12 委 託 料	△935	建設業務委託料（事業用資産） 設計監理業務 △935
14 工 事 請 負 費	△751	建設工事費（事業用資産） 改修工事

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保健体育総務費	106,776	△2,714	104,062			△150	△2,564
7 学校給食費	206,961	48	207,009				48
1 学校給食費	206,961	48	207,009				48

10	災害復旧費	294,391	△115,326	179,065	△86,397	△20,700	△3,625	△4,604
1	農林水産施設災害復旧費	90,783	△8,567	82,216	△2,397		△3,625	△2,545
1	農地及び農業用施設災害復旧費	90,783	△8,567	82,216	△2,397		△3,625	△2,545
2	公共土木施設災害復旧費	203,608	△106,759	96,849	△84,000	△20,700		△2,059
1	公共土木施設災害復旧費	203,608	△106,759	96,849	△84,000	△20,700		△2,059

節		金額	説明	
区分				
1 報 酬		△980	その他非常勤職員報酬 スポーツ推進委員報酬	△980
7 報 償 費		△200	報償金（品） 各種スポーツ教室謝礼金	△200
8 旅 費		△500	費用弁償	△500
11 役 務 費		△200	手数料 人材派遣手数料	△200
12 委 託 料		△606	一般業務委託料 消防設備点検 廃棄物処理 監視業務 施設清掃業務	△450 △20 △88 △48
18 負担金、補助 及び交付金		△228	事業費補助金 地区スポーツ行事奨励	△228
4 共 済 費		48	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	48

12 委 託 料		△978	建設業務委託料（インフラ資産） 測量設計業務	△978
14 工 事 請 負 費		△6,900	建設工事費（インフラ資産） 災害復旧工事	
18 負担金、補助 及び交付金		△689	事業費補助金 農地及び農業用施設災害復旧事業	△689
12 委 託 料		△2,059	建設業務委託料（インフラ資産） 測量設計業務	△2,059
14 工 事 請 負 費		△104,700	建設工事費（インフラ資産） 災害復旧工事	

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(471) 570	378,126	1,797,734	1,179,001	3,354,861	630,482	3,985,343	
補正前	(471) 570	390,140	1,813,334	1,214,166	3,417,640	638,191	4,055,831	
比 較		△ 12,014	△ 15,600	△ 35,165	△ 62,779	△ 7,709	△ 70,488	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職 員 手 当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後	54,825	11,706	28,966	31,880	136,126	1,215	1,722	8,508	17,732	29,004
	補正前	54,818	11,871	28,958	31,880	166,526	1,215	1,722	8,508	17,732	29,004
	比 較	7	△ 165	8		△ 30,400					
の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	調 整 手 当	地 域 手 当	特 地 勤 務 手 当	教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	職 員 手 当 合 計
	補正後	453,962	235,055	38,245	122,384	1,000	2,030	3,215	513	913	1,179,001
	補正前	458,547	235,055	38,275	122,384	1,000	2,030	3,215	513	913	1,214,166
	比 較	△ 4,585		△ 30							△ 35,165

(1) - 1 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	395		1,419,391	1,028,584	2,447,975	479,393	2,927,368	
補正前	395		1,422,291	1,056,764	2,479,055	480,342	2,959,397	
比 較			△ 2,900	△ 28,180	△ 31,080	△ 949	△ 32,029	

(単位：千円)

職 員 手 当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後	54,825	11,706	20,116	31,880	122,038	1,215	1,722	7,908	17,732	29,004
	補正前	54,818	11,871	20,108	31,880	150,038	1,215	1,722	7,908	17,732	29,004
	比 較	7	△ 165	8		△ 28,000					
の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	調 整 手 当	地 域 手 当	特 地 勤 務 手 当	教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	職 員 手 当 合 計
	補正後	330,208	235,055	35,120	122,384	1,000	2,030	3,215	513	913	1,028,584
	補正前	330,208	235,055	35,150	122,384	1,000	2,030	3,215	513	913	1,056,764
	比 較			△ 30							

(1) - 2 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(471) 175	378,126	378,343	150,417	906,886	151,089	1,057,975	
補正前	(471) 175	390,140	391,043	157,402	938,585	157,849	1,096,434	
比 較		△ 12,014	△ 12,700	△ 6,985	△ 31,699	△ 6,760	△ 38,459	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後			8,850		14,088			600		
	補正前			8,850		16,488			600		
	比 較					△ 2,400					
の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	調 整 手 当	地 域 手 当	特 地 勤 務 手 当	教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	職 員 手 当 合 計
	補正後	123,754		3,125							150,417
	補正前	128,339		3,125							157,402
	比 較	△ 4,585									△ 6,985

(2) 会計年度任用職員以外の職員の給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 2,900	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 2,900	職員の異動等に伴う分	△ 2,900
職員手当	△ 28,180	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 28,180	職員の異動等に伴う分	
				扶養手当 7 住居手当 △ 165 通勤手当 8 時間外勤務手当 △ 28,000 児童手当 △ 30	

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	20,812,804	20,235,417	1,882,700	2,269,218	19,848,899
(1) 総務	112,350	99,872	0	20,382	79,490
(2) 民生	39,009	49,252	3,100	5,933	46,419
(3) 衛生	0	0	0	0	0
(4) 農林水産	1,115,496	954,328	43,600	155,465	842,463
(5) 商工	82,052	106,403	0	5,790	100,613
(6) 土木	491,430	424,841	173,800	62,860	535,781
(7) 公営住宅	717,213	871,461	200,300	25,310	1,046,451
(8) 消防	122,700	168,068	9,900	11,781	166,187
(9) 教育	940,313	909,468	600	55,307	854,761
(10) 辺地	1,734,471	1,818,873	326,500	238,350	1,907,023
(11) 過疎	6,368,048	6,630,075	1,124,900	776,048	6,978,927
(12) 合併特例	9,089,722	8,202,776	0	911,992	7,290,784
2. 災害復旧債	529,708	662,939	87,800	54,165	696,574
(1) 補助	258,079	271,902	30,100	26,595	275,407
(2) 単独	271,629	391,037	57,700	27,570	421,167
3. その他	6,414,298	6,331,129	430,500	504,321	6,257,308
(1) 臨時財政対策債	6,414,298	6,296,105	430,500	504,321	6,222,284
(2) 減収補填債	0	35,024	0	0	35,024
(3) 臨時税収 補填債	0	0	0	0	0
合計	27,756,810	27,229,485	2,401,000	2,827,704	26,802,781

令和3年度

国民健康保険事業特別会計補正予算書

(第3号)

老 岐 市

議案第16号

令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,438千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,801,207千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,989千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月4日提出

壱岐市長 白川博一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		2,811,487	7,000	2,818,487
	1 県補助金	2,811,487	7,000	2,818,487
5 繰入金		363,065	△2,294	360,771
	1 他会計繰入金	294,086	△2,294	291,792
6 繰越金		4,661	438	5,099
	1 繰越金	4,661	438	5,099
9 国庫支出金		0	2,294	2,294
	1 国庫補助金	0	2,294	2,294
歳入合計		3,793,769	7,438	3,801,207

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		2,759,022	7,438	2,766,460
	2 高額療養費	369,001	7,000	376,001
	6 傷病手当金	1	438	439
3 国民健康保険 事業費納付金		949,863	0	949,863
	1 医療給付費	669,012	0	669,012
歳出合計		3,793,769	7,438	3,801,207

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 県支出金	2,811,487	7,000	2,818,487
5 繰入金	363,065	△2,294	360,771
6 繰越金	4,661	438	5,099
9 国庫支出金	0	2,294	2,294
歳入合計	3,793,769	7,438	3,801,207

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 保 険 給 付 費	2,759,022	7,438	2,766,460
3 国民健康保険事業費納付金	949,863	0	949,863
歳 出 合 計	3,793,769	7,438	3,801,207

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7,000		438	
2,294		△2,294	
9,294		△1,856	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	県支出金	2,811,487	7,000	2,818,487
	1 県補助金	2,811,487	7,000	2,818,487
	1 保険給付費等交付金	2,811,487	7,000	2,818,487

5	繰入金	363,065	△2,294	360,771
	1 他会計繰入金	294,086	△2,294	291,792
	1 一般会計繰入金	294,086	△2,294	291,792

6	繰越金	4,661	438	5,099
	1 繰越金	4,661	438	5,099
	1 その他繰越金	4,661	438	5,099

9	国庫支出金	0	2,294	2,294
	1 国庫補助金	0	2,294	2,294
	1 災害臨時特例補助金	0	2,294	2,294

3 県支出金 - 9 国庫支出金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 普通交付金	7,000	普通交付金 7,000

3 職員給与費等繰入金	△2,294	職員給与費等繰入金 △2,294

1 その他繰越金	438	その他繰越金 438

1 災害臨時特例補助金	2,294	災害臨時特例補助金 2,294

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	保険給付費	2,759,022	7,438	2,766,460	7,000		438	
2	高額療養費	369,001	7,000	376,001	7,000			
	1 一般被保険者高額療養費	369,000	7,000	376,000	7,000			
6	傷病手当金	1	438	439			438	
	1 傷病手当金	1	438	439			438	

3	国民健康保険事業費納付金	949,863	0	949,863	2,294		△2,294	
	1 医療給付費	669,012	0	669,012	2,294		△2,294	
	1 医療給付費	669,012	0	669,012	2,294		△2,294	

2 保険給付費 - 3 国民健康保険事業費納付金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助 及び交付金	7,000	給付費 一般被保険者高額療養費 7,000
18 負担金、補助 及び交付金	438	給付費 傷病手当金 438
		(財源調整)

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		39,261	△11,763	27,498
	1 診療収入	39,261	△11,763	27,498
2 使用料及び手数料		148	207	355
	1 手数料	139	207	346
3 繰入金		10,598	11,536	22,134
	2 一般会計繰入金	10,598	11,536	22,134
歳 入	合 計	50,009	△20	49,989

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		49,009	△20	48,989
	1 総務管理費	49,009	△20	48,989
歳出	合計	50,009	△20	49,989

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 診療収入	39,261	△11,763	27,498
2 使用料及び手数料	148	207	355
3 繰入金	10,598	11,536	22,134
歳入合計	50,009	△20	49,989

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費	49,009	△20	48,989
歳 出 合 計	50,009	△20	49,989

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		11,536	△11,556
		11,536	△11,556

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	診療収入	39,261	△11,763	27,498
	1 診療収入	39,261	△11,763	27,498
	1 国民健康保険診療報酬収入	5,232	△1,489	3,743
	2 社会保険診療報酬収入	2,696	△572	2,124
	3 その他の診療報酬収入	895	△91	804
	4 一般診療収入	4,595	△2,573	2,022
	5 一部負担金収入	5,137	△1,135	4,002
	6 後期高齢者診療報酬収入	20,706	△5,903	14,803
2	使用料及び手数料	148	207	355
	1 手数料	139	207	346
	1 手数料	139	207	346
3	繰入金	10,598	11,536	22,134
	2 一般会計繰入金	10,598	11,536	22,134
	1 一般会計繰入金	10,598	11,536	22,134

1 診療収入 - 3 繰入金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	△1,489	国保診療収入 △1,489
1 現年度分	△572	社会保険診療収入 △572
1 現年度分	△91	原爆医療及び生活保護等 △91
1 現年度分	△2,573	自費診療収入費 △2,573
1 現年度分	△1,135	一部負担金収入 △1,135
1 後期高齢者診療収入	△5,903	後期高齢者診療収入 △5,903
1 手数料	207	診断書等手数料 207
1 一般会計繰入金	11,536	一般会計繰入金 11,536

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総務費	49,009	△20	48,989			11,536	△11,556
	1 総務管理費	49,009	△20	48,989			11,536	△11,556
	1 施設管理費	49,009	△20	48,989			11,536	△11,556

1 総務費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 役 務 費	△20	手数料 人材派遣手数料 △20

令和3年度

介護保険事業特別会計補正予算書

(第4号)

老 岐 市

議案第 17 号

令和 3 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 3 年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,500 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,711,088 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 3 月 4 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		576,184	△8,500	567,684
	1 一般会計繰入金	551,841	△8,500	543,341
歳入合計		3,719,588	△8,500	3,711,088

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		36,357	△8,500	27,857
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	31,182	△8,500	22,682
歳出合計		3,719,588	△8,500	3,711,088

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	576,184	△8,500	567,684
歳入合計	3,719,588	△8,500	3,711,088

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費	36,357	△8,500	27,857
歳 出 合 計	3,719,588	△8,500	3,711,088

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		△8,500	
		△8,500	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
7	繰入金	576,184	△8,500	567,684
	1 一般会計繰入金	551,841	△8,500	543,341
	1 一般会計繰入金	551,841	△8,500	543,341

7 繰入金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	△8,500	一般会計繰入金（事務費） △8,500

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総務費	36,357	△8,500	27,857			△8,500	
	3 介護認定審査会費	31,182	△8,500	22,682			△8,500	
	2 認定調査費	23,522	△8,500	15,022			△8,500	

1 総務費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 役 務 費	△4,000	手数料 事務処理手数料 △4,000
12 委 託 料	△4,500	一般業務委託料 認定調査 △4,500

令和3年度

下水道事業特別会計補正予算書

(第3号)

壱 岐 市

議案第18号

令和3年度老岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度老岐市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 14,600 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 325,047 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年3月4日提出

老岐市長 白川博一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		216,700	△12,400	204,300
	1 一般会計繰入金	216,700	△12,400	204,300
8 市債		31,400	△2,200	29,200
	1 市債	31,400	△2,200	29,200
歳入合計		339,647	△14,600	325,047

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		196,452	△6,000	190,452
	1 管理費	81,579	△6,000	75,579
	2 施設整備費	36,029	0	36,029
2 漁業集落排水整備事業費		142,995	△8,600	134,395
	1 管理費	64,844	△7,600	57,244
	2 施設整備費	28,125	△1,000	27,125
歳出合計		339,647	△14,600	325,047

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 下水道事業費	2 施設整備費	下水道ストックマネジメント基本計画に基づく 公共下水道施設改築・改修工事	20,392
2 漁業集落排水 整備事業費	2 施設整備費	山崎地区水処理施設機能保全対策工事	14,704
合 計			35,096

第3表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	31,400	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	29,200	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	216,700	△12,400	204,300
8 市債	31,400	△2,200	29,200
歳入合計	339,647	△14,600	325,047

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費	196,452	△6,000	190,452
2 漁業集落排水整備事業費	142,995	△8,600	134,395
歳 出 合 計	339,647	△14,600	325,047

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	△400	△5,500	△100
	△1,800	△6,900	100
	△2,200	△12,400	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
5	繰入金	216,700	△12,400	204,300
	1 一般会計繰入金	216,700	△12,400	204,300
	1 一般会計繰入金	216,700	△12,400	204,300

8	市債	31,400	△2,200	29,200
	1 市債	31,400	△2,200	29,200
	1 下水道事業債	31,400	△2,200	29,200

5 繰入金 - 8 市債
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	△12,400	一般会計繰入金 (公共下水) △5,500 一般会計繰入金 (漁業集落) △6,900

1 下水道事業債	△500	公共下水道事業 100 漁業集落環境整備事業 △600
2 公営企業会計適用債	△1,700	公営企業会計適用債 △1,700

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1	下水道事業費	196,452	△6,000	190,452		△400	△5,500	△100
1	管理費	81,579	△6,000	75,579		△500	△5,500	
	1 一般管理費	31,833	△6,000	25,833		△500	△5,500	
2	施設整備費	36,029	0	36,029		100		△100
	1 施設整備費	36,029	0	36,029		100		△100

2	漁業集落排水整備事業費	142,995	△8,600	134,395		△1,800	△6,900	100
	1 管理費	64,844	△7,600	57,244		△1,200	△6,400	
1	1 一般管理費	26,084	△7,600	18,484		△1,200	△6,400	
	2 施設整備費	28,125	△1,000	27,125		△600	△500	100
1	1 施設整備費	28,125	△1,000	27,125		△600	△500	100

1 下水道事業費 - 2 漁業集落排水整備事業費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	△300	一般業務委託料 システム整備業務 △300
26 公課費	△5,700	公課費 消費税納付金 △5,700
		(財源調整)

12 委託料	△1,000	一般業務委託料 システム整備業務 △1,000
18 負担金、補助 及び交付金	△2,400	事業費補助金 下水道加入助成金 △2,400
26 公課費	△4,200	公課費 消費税納付金 △4,200
12 委託料	△4,704	建設業務委託料 (インフラ資産) 設計業務 △4,704
14 工事請負費	3,704	建設工事費 (インフラ資産) 改修工事

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 公 営 企 業 債	1,712,411	1,623,255	29,200	101,413	1,551,042
(1) 下 水 道	940,399	886,048	15,300	62,869	838,479
(2) 漁業集落排水	772,012	737,207	13,900	38,544	712,563
合 計	1,712,411	1,623,255	29,200	101,413	1,551,042